

## 大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

### 1 開催日時

平成29年2月8日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 3 テーマ

裁判所における防災対策について

### 4 出席委員（委員別，50音順）

#### (1) 地方裁判所委員

伊藤真由美，今泉愛，岡村邦彦，草場淳，後藤素子，関根剛，高倉セツ子，  
牧真理子，村上正敏（家裁委員兼務），山本保慶（家裁委員兼務）

#### (2) 家庭裁判所委員

澁谷有郎，首藤由美子，住田環，田中利武，西貴之，三島聖子

### 5 議事内容

#### (1) テーマについての説明，災害備蓄品の説明

#### (2) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者）， ●：裁判所）

□ 職員等の安否確認のための手段について，ご意見を伺いたい。

◇ 大分市では，毎月，全職員あてに参集メールのテスト送信を行っており，  
チェック方式で「参集可能な時間は30分以内か，1時間以内か」などを返  
信することになっている。

◇ 大分県でも市と同様に「安否確認参集メール」の運用を行っており，震度  
5以上の地震が発生した際，全職員に自動的に送信されることになっている。  
その内容は，「怪我はないか，何分以内に参集できるか」というものである。

◆ 検察庁では全国的に警備会社と契約しており，具体的には県内で震度5以  
上の地震が発生した際，警備会社から職員あてに「安否確認メール」が送信

され、「無事か、登庁できるか」を返信することになっている。メール不通の場合は、電話会社等の災害掲示板を利用することになっている。震度6弱以上の地震が発生した際は、あらかじめ指定された職員が登庁することになっているが、被害が甚大で勤務庁への登庁が難しい場合は、自宅最寄りの検察庁に登庁し復旧事務に当たることにしている。熊本地震では4月の異動直後であったため、警備会社に対するメールアドレスの登録が未了だった職員もいた。

- ◇ 大分市も異動直後であったため、災害対策本部の役割に混乱があった。新体制が確立できていない部署は旧体制で対処した。
- ◇ 今回、大学では大学ホームページのトップページに安否情報を登録するページを作成し、学生に登録させた。また、選択肢をチェックするだけの簡単な安否確認を行っている。怪我の有無のほか、所在（自宅か、自宅外か）の確認も行っている。
- 携帯電話を所持していない職員の安否確認はどのように行っているか。
- ◇ 全職員に携帯電話のメールアドレスを登録するよう依頼しているが、携帯電話を持たない職員は、本部に電話連絡をするルールとなっている。
- 裁判業務の継続の判断の在り方について、ご意見を伺いたい。
- ◇ 東日本大震災の後、遠方に避難した犯罪被害者らと連絡が取れなくなったと聞いた。遠方に避難している方に対しては、裁判所のウェブサイトを利用したり、テレビやラジオ等のメディアを利用して情報を発信するのが有効と考える。また、事件関係者には、災害発生時は裁判所ウェブサイト等で開庁状況を知らせること等を事前に周知しておくことも考えられる。
- ◇ 熊本地震の際は、キー局の番組放送時にもL字画面で現地の災害情報（交通、ライフライン、避難所等）を流した。裁判所からの要望があれば、裁判情報を流すことも可能である。
- ◇ 大学には日本語が得意ではない留学生も多く、学生は大学のホームページ

を頼りにして、何かあった時にはホームページを見るのが定着しているため、熊本地震の際は、大学構内の現在の様子を映像で配信したりした。

◆ 災害の強度、インフラ等の状況によりケースバイケースと思うが、裁判業務を他の裁判所に移すかどうかは、裁判所の判断（訴訟指揮）で理解が得られるのではないかと。

◆ 検察庁も同意見である。

◇ 行政と司法は立場が違うと思うが、行政は震度5以上の場合、原則として全職員が参集することになっている。南海トラフ地震のような巨大地震が起こった場合は、2割の職員しか参集できない前提でBCP（業務継続計画）を策定している。

◇ 2、3日と短期間の対応であれば、少人数でも対応できるのかもしれないが、長期間に及ぶ場合はそうはいかない。東日本大震災では、他の役所から職員の応援があつてなんとかしのいだという経緯がある。

◇ 大分市も大災害の場合は参集可能な人数が少ないと想定しているが、長期間に及ぶ場合は、職員の疲弊状況や健康管理を考慮しながら業務継続に当たる必要があると考えている。

□ 災害時に必要となる備蓄品の整備について、ご意見を伺いたい。

◇ 東日本大震災の際に一番困ったのは歯ブラシセットである。大分は自衛隊が複数あり、食料や毛布等はすぐに供給されると思うので、歯ブラシがあつたほうがよい。また、生理用品とオムツも必要である。その他に発電機材として、太陽電池パネルや水電池があると便利である。

● 生理用品は備蓄しているが、その他の物については今後の整備の参考にしたい。

◆ 国の防災センターや各大学の防災研究所のホームページから備蓄品の情報が得られると思うので、裁判所の備蓄品もそれらを参考にしたい。

◇ 用意している備蓄品は職員の分だけか。

- 来庁者や近隣からの避難を見込んで、職員の数より多い数量を用意している。
- ◇ 大分県では高齢者等のために段ボール製のベッドや仕切りも備蓄している。「ラップポン」というポータブルトイレは、少し高価だが排泄物を毎回自動でラップするため、水が不要で臭いも漏れず快適に使用できる。
- 住民の裁判所庁舎での受入れについて、ご意見を伺いたい。
- ◇ 熊本の系列局社屋では住民の受入れを想定しておらず、また、備蓄品の用意もなかったが、ロビーに住民が避難してきたため、ロビーを閉鎖せずそのまま住民を受け入れたところ、「水がない」、「食べ物がない」といった要望に対応することができなかった。これを受けて、社の判断として、本業である放送業務を優先させるため、避難住民には社屋隣のオープンスペースを開放することになっている。
- ◇ 避難受入れの対象者をどの範囲とするのかをあらかじめはっきりさせておいた方がよい。住民の受入れについては、県や市等の自治体に任せたい方がよい。避難所の情報はSNSを通じて、あっという間に拡散され、「あの避難所は待遇がいい」などと書き込まれた場所には人が押し寄せることになるため、避難格差を生じさせないよう、また、裁判業務に支障が生じないよう、裁判所ができること、できないことをはっきり発信した方がよいと考える。
- ◆ 裁判所が避難所として設備も体制も整わないということであれば、「行政と連携をとって避難住民を最寄りの避難所へ案内する」といった対応をとればよいと考える。体制が整っていないのに住民を受け入れても不便な思いをさせるだけなのではないかと思う。裁判所のスタンスを事前に明確にしておいたほうがよい。
- ◇ 「庁舎には避難できないが駐車場は開放する」などの裁判所のスタンスをあらかじめ住民に対して情報提供し、避難先をうまくコントロールして、裁判業務の遂行を優先させるべきと考える。

◇ 津波避難ビルに指定されている場合は住民を受け入れなければならないが、裁判所は指定されていないのであれば、災害発生時に庁舎内にいる来庁者に限定して対応してもよいのではないか。

□ 本日、皆さまからご提案いただいた貴重なご意見を踏まえて、裁判所の防災対策について、さらに工夫、改善していきたい。

## 6 次回期日等について

### (1) 日時

平成29年7月19日（水）午後3時から

### (2) テーマ

職員の採用広報について

### (3) 場所

大分地方・家庭裁判所大会議室